

2022

DISCLOSURE

山梨県信用保証協会の現況



山梨県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation Yamanashi-pref

ごあいさつ

平素は、山梨県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務に対する理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「山梨県信用保証協会の現況 2022」を作成いたしました。信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割、事業実績および財務状況などについて、できるだけ分かりやすい説明を心掛け作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、コロナ禍での景気の停滞が続いておりましたが、今年6月からは、外国人観光客の受け入れを再開する等、人流が戻りつつあり、景気回復への期待感が高まってきました。しかし一方では、海外情勢に端を発した、世界規模での原油価格の高騰や物価上昇等の影響が深刻であり、予断を許さない状況が続いております。

中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍での景気回復の遅れに加え、原材料価格の上昇や供給制約による部品・部材不足が経営を圧迫しており、苦境はさらに深まっています。

そのような状況下で、事業者には厳しい経営環境を乗り越えていくために、新たな企業価値の創造や生産性の向上が求められているとともに、事業承継や労働力確保、設備投資等、事業の継続に向けて多様化する経営課題にも前向きに取り組んでいくことが必要とされています。

当協会では、県内中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、早期の業績回復が実現できるよう、金融機関や関係支援機関と連携し、個々の事業者の経営状況の把握に努め、事業のライフステージに応じた、伴走型での実効性の高い経営支援に取り組んでいるところでございます。

コロナ禍や海外情勢を背景に、経済状況は激動しており、これらを的確に把握し、事業者に必要とされる支援を着実に実行してまいります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまに信頼され、より必要とされる信用保証協会を目指し、地域経済の発展に向け、役職員一丸となり努力してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年7月

会長 若林 一紀

信用保証協会とは

●信用保証協会法に基づく特殊法人

信用保証協会は中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その借入債務を保証することで中小企業者の資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進する事を目的として、信用保証協会法に基づき設立された特殊法人です。

●『信用保証協会事業の基本理念』

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。



C O N T E N T S

山梨県信用保証協会の概要	02
コンプライアンスへの取り組み	05
信用補完制度の仕組み	06
信用保証のご利用にあたって	08
個人情報保護宣言	12
第6次中期事業計画	14
令和4年度経営計画	16
主な保証制度一覧	18

(令和4年3月31日現在)

山梨県信用保証協会の概要

基本理念

山梨県信用保証協会は、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

あゆみ

昭和24年5月	社団法人として設立
昭和25年3月	財団法人として設立
昭和29年8月	信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更
昭和29年9月	吉田支所開設
昭和56年4月	大月支所開設
昭和63年4月	山梨県中小企業会館の建設に伴い、本店を甲府市丸の内から甲府市飯田に移転
平成15年3月	大月支所と吉田支所を富士吉田支店として統合
平成27年3月	本店分室開設

プロフィール(令和4年3月現在)

設立	昭和24年5月
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく認可法人
基本財産	12,925,153千円
保証債務残高	280,614,212千円
利用企業者数	11,504先
理事	15名
監事	2名
職員	53名
事務所	本店 甲府市飯田二丁目2番1号 山梨県中小企業会館内 本店分室 甲府市富士見一丁目2番26号 富士吉田支店 富士吉田市下吉田二丁目31番14号

役員名簿

令和4年7月1日現在(敬称略)

会長	若林 一紀	常勤
専務理事	古屋 仁	常勤
常務理事	末木 憲生	常勤
(五十音順)		
理事	金丸 一元	非常勤 山梨県市長会会長
理事	栗山 直樹	非常勤 山梨県中小企業団体中央会会长
理事	小林 明	非常勤 甲府商工会議所専務理事
理事	五味 節夫	非常勤 山梨県信用金庫協会会长
理事	清水 喜美男	非常勤 山梨県議会農政産業観光委員会委員長
理事	田中 毅	非常勤 山梨県銀行協会副会長
理事	中村 己喜雄	非常勤 山梨県商工会連合会会长
理事	船木 直美	非常勤 山梨県町村会会长
理事	古屋 賀章	非常勤 山梨中央銀行代表取締役専務
理事	森下 昌典	非常勤 商工組合中央金庫甲府支店支店長
理事	山本 盛次	非常勤 山梨県産業労働部部長
理事	渡邊 和彦	非常勤 山梨県信用組合協会会长
監事	滝川 憲一	常勤
監事	星野 正司	非常勤 公認会計士

協会章(シンボルマーク)



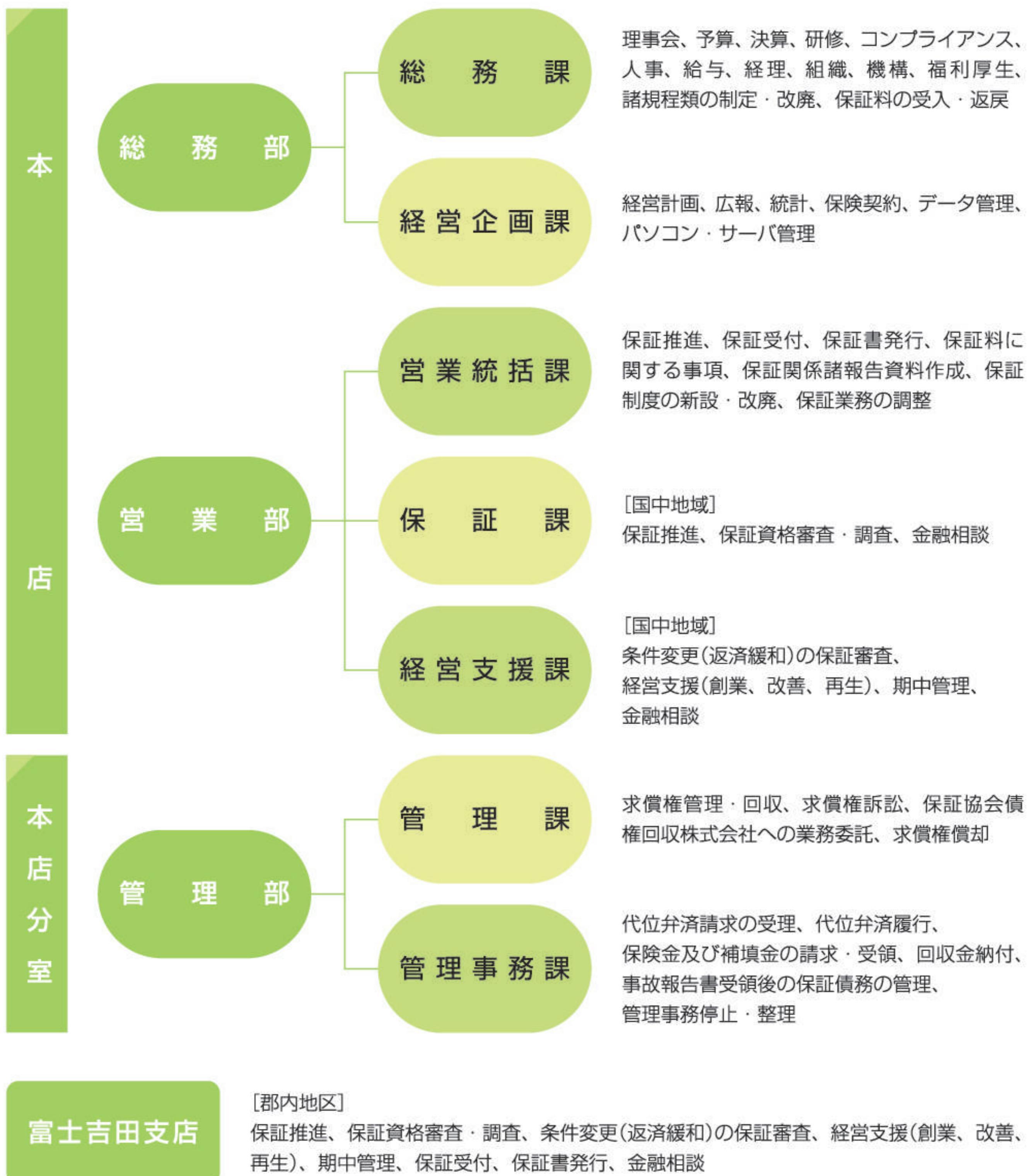
「信用」の頭文字である「S」を基調に、信用保証協会と金融機関が中小企業者を包み、その健全な繁栄に大きく寄与する願いがこめられています。

イメージキャラクター



富士山と甲斐犬をもとに生まれたシンくんとヨウちゃん。
当協会のロゴから生まれたタモツさん。
シンくんとヨウちゃんは、ロゴマーク柄のスカーフを巻いています。
協会に対する「堅い」「近寄りがたい」などのイメージを払拭し、
親しみを持ってもらえるよう、様々な広報の場面で活用し、信用保証協会の認知度向上に努めています。

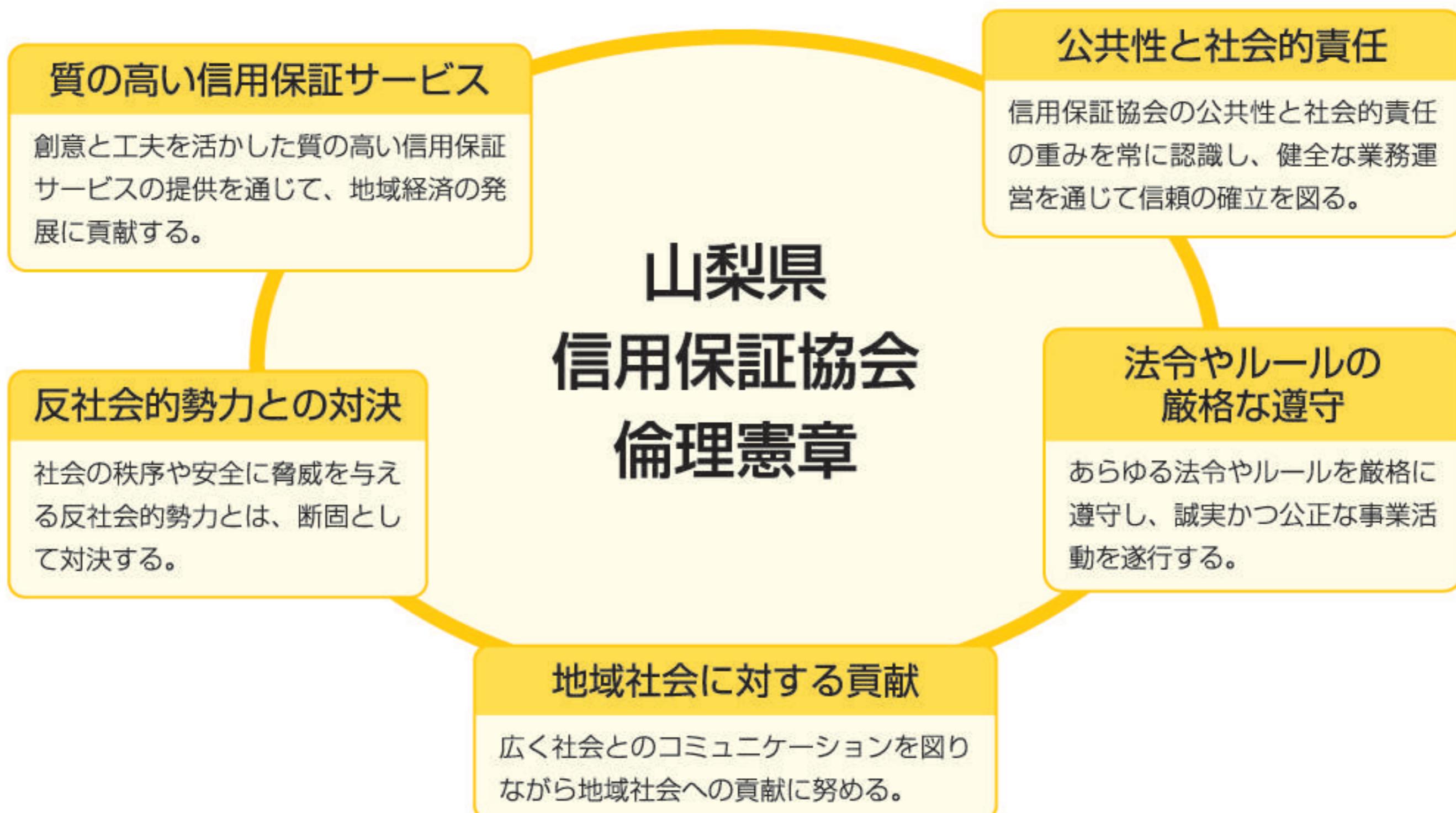
組織機構図 (令和4年4月1日現在)



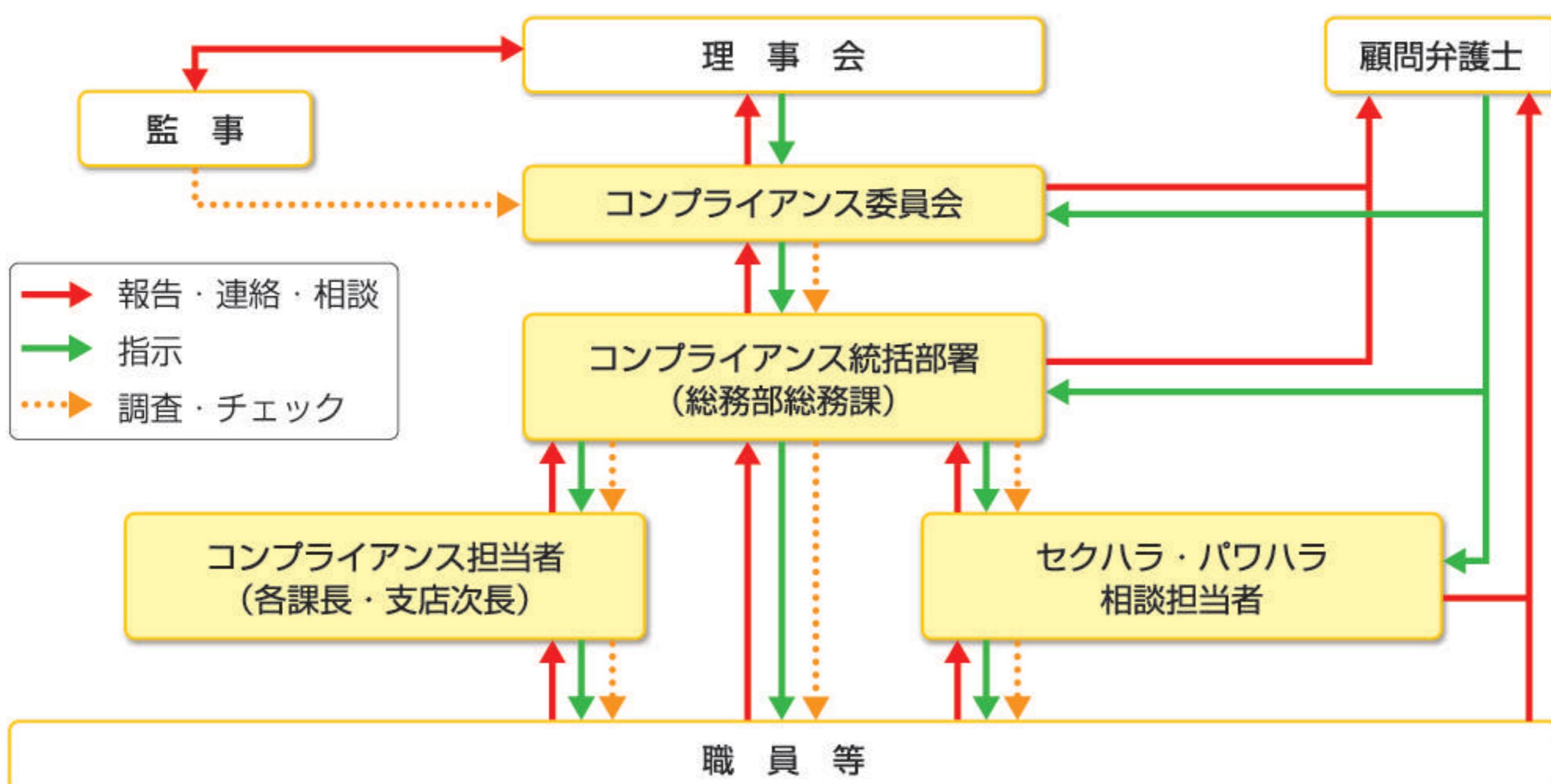
コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスへの取り組み

山梨県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会から揺るぎない信頼の確立を図るために、コンプライアンスを経営の課題の一つとして位置付け、「山梨県信用保証協会倫理憲章」に基づき、下記の組織体制において役職員一丸となりコンプライアンスの実践に取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図

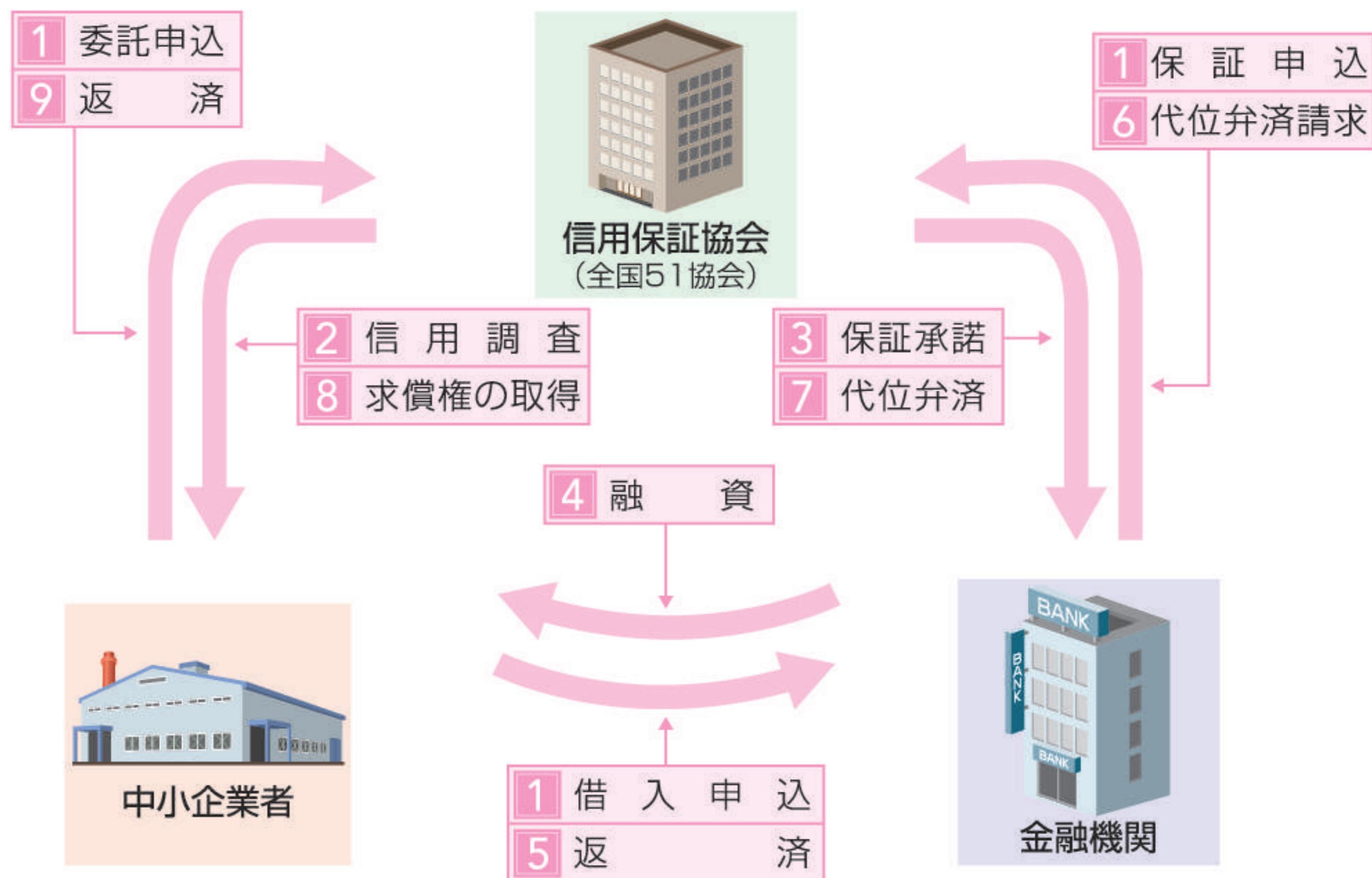


信用補完制度の仕組み

信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の二つの制度の総称です。

信用保証制度

信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、あわせて全国で51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



- 1** 中小企業・小規模事業者の皆さまの信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由していただくのが一般的です。商工団体、自治体に直接お申込みいただく方法もあります。
- 2** 信用保証協会では、事業内容、資金の妥当性、将来性などを審査し、保証の諾否を決定します。
- 3** 信用保証協会が保証の承諾を決定させていただいた場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
- 4** その信用保証書に基づき、金融機関は中小企業・小規模事業者の皆さんに融資を行います。この時、信用保証料をご負担いただきます。
- 5** 中小企業・小規模事業者の皆さんは、融資条件に基づき、金融機関に返済をしていただきます。
- 6** 事業上の都合で、万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求をします。
- 7** 信用保証協会が中小企業者・小規模事業者の皆さんに代わって金融機関に借入金を弁済します。
- 8・9** その後、中小企業者の方とご相談しながら信用保証協会にご返済していただきます。

信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度があります。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。このため、信用保証協会は広範な中小企業・小規模事業者の皆さまの金融を円滑にすることができます。



- 1** 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を受けます。
- 2** 信用保証協会は、日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- 3** 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に保険金請求を行います。
- 4** 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 5** 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

県・市町村と信用保証協会との関係

県及び市町村では、県内中小企業者・小規模事業者の皆さまの金融の円滑化を図るために、当該地域の特性・ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。制度融資によっては、当協会と地方公共団体との間で損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の後に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納しています。

信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

1 企業規模

法人は次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。
個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	――――――	300人以下 (個人の場合は100人以下)

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベルト) 製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

(注2) 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

(注3) 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

(注4) 医療法人等とは、医業を主な事業としている一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人を含みます。

2 所在地

法人の場合は、県内に本店または事業所を有している方を対象としています。

個人の場合は、県内に住居または事業所を有している方を対象としています。

(注1) 本店とは、単なる登記上の所在地ではなく、企業の実体があることが必要です。

(注2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

3 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種をご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

4 許認可等

許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けている必要があります。

◆ 信用保証の内容

1 保証の限度額

法人・個人	2億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)
組合	4億8,000万円(無担保保証8,000万円を含む)

*上記の限度額とは別枠でご利用いただける保証制度もあります。

2 保証期間

一般保証	原則として運転資金5年以内、設備資金7年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資	それぞれの制度の定めによります。 (最長のもので20年)

3 資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

4 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①実質的な経営権を有している方、営業許可名義人又は経営者とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。
- ②経営者ご本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合。
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合。

※経営者保証について

平成30年度より①金融機関連携型、②財務要件型、③担保充足型の3類型において、一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

5 担保

必要に応じて不動産または有価証券などを提供していただきます。

反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません

当協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ、信用保証の対象としておりません。

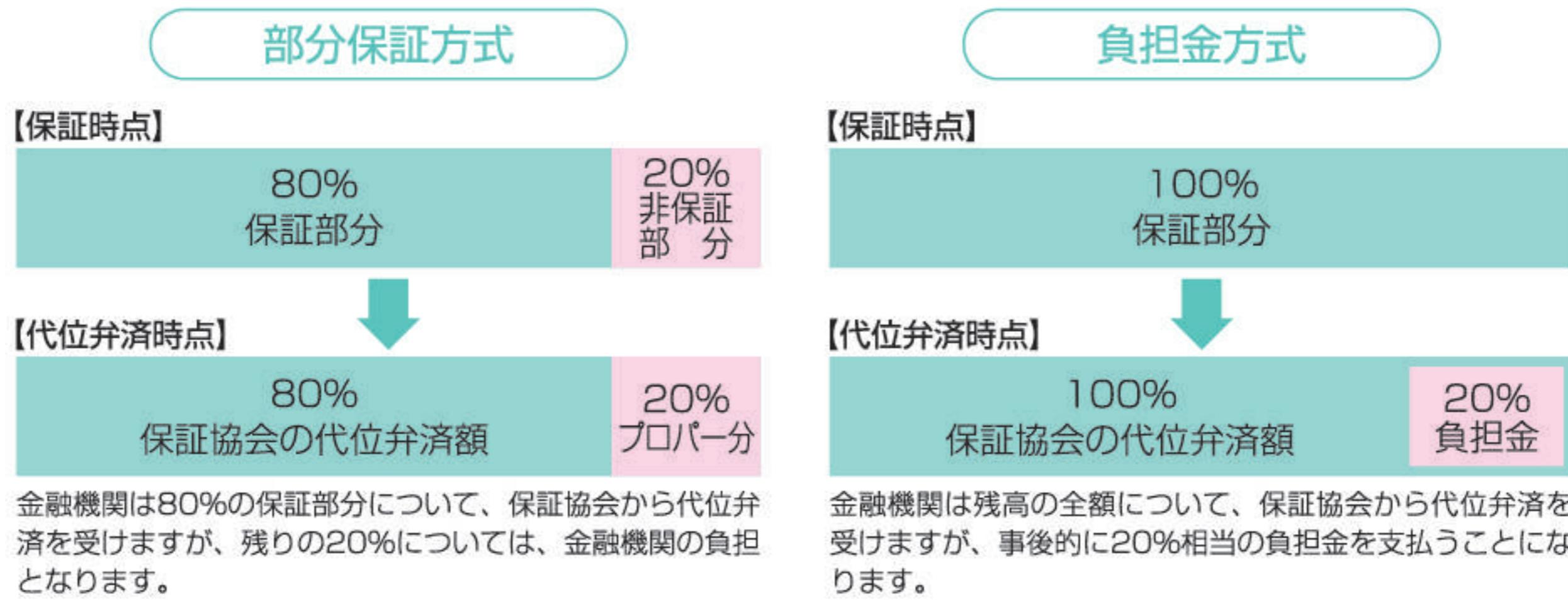
また、信用保証制度を悪用する行為を排除し、第三者が介在・介入する申込を取扱いいたしません。

責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

1 制度の概要

責任共有制度には、部分保証方式、負担金方式の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。金融機関の負担割合はいずれ的方式においても同様です。



2 責任共有制度の対象外となる保証制度

原則としてすべての保証が対象となります BUT、対象外となる保証制度は以下のとおりです。

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号～4号、6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度(※)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証
- 危機関連保証

注：経営力強化保証制度及び事業再生計画実施関連保証制度で責任共有制度対象外制度にかかる既往保証付借入金を残高の範囲内で借り換える場合についても、責任共有制度の対象外となります。

【※小口零細企業保証制度の概要】

ご利用いただける方	従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)は5人以下)の会社・個人
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転資金 5年以内・設備資金 7年以内(据置期間1年以内)

信用保証料

1 信用保証料

信用保証料(以下「保証料」という。)は、中小企業者・小規模事業者の皆さんと信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

2 保証料率

中小企業者・小規模事業者の皆さまの経営状況に応じて、9段階に区分された料率体系を適用しており、料率区分は財務諸表の情報をCRD(注1)により評価して決定されます。

なお、特別小口保証、セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などは9区分の料率体系によらず、一定の料率が適用されます。

【9段階の保証料率体系】

(単位: %)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度 (特殊保証(注2))	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有対象外制度 (特殊保証(注2))	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) CRDとは、経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業の財務データを蓄積した日本最大のデータベースです。

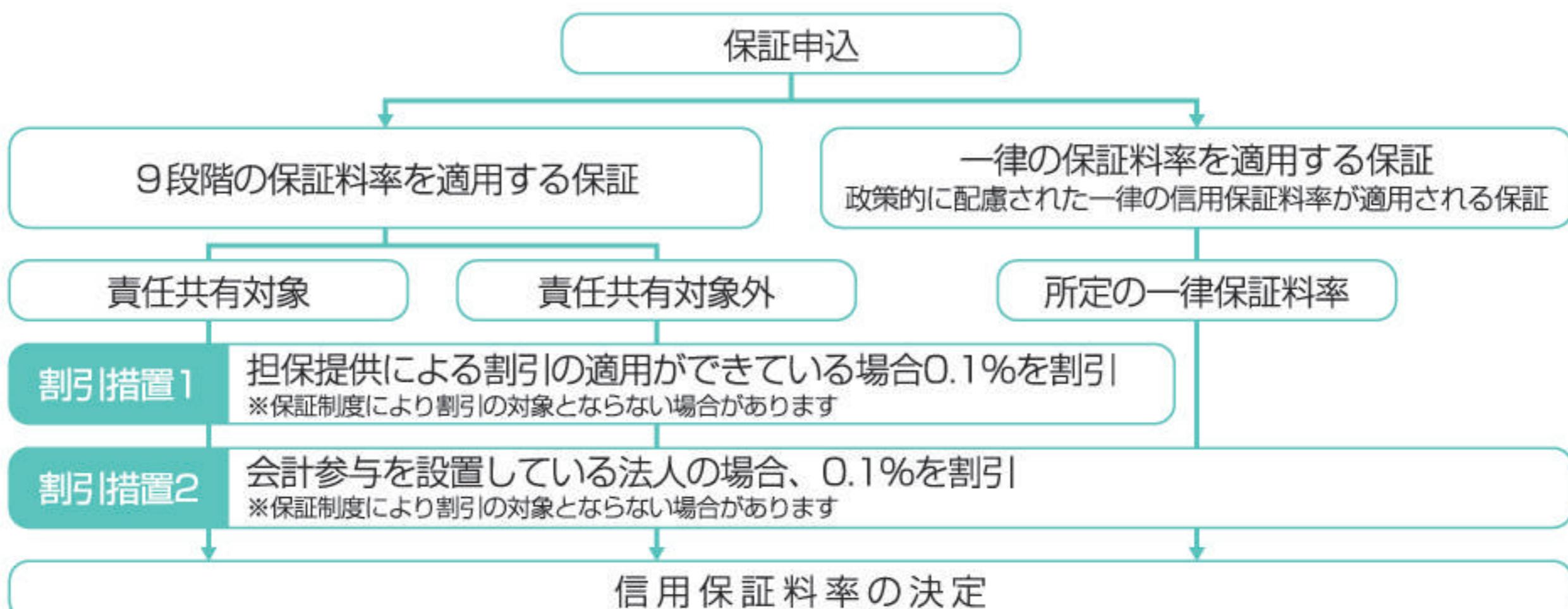
(注2) 特殊保証とは当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形・電子記録債権割引根保証のことです。

(注3) 次の①～②のいずれかに該当する場合は、区分⑤の料率が適用されます。

① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない者であって、貸借対照表および損益計算書がないもの。

② 事業開始後、最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がないもの。

3 保証料率決定のプロセス



4 保証料の計算

《一括返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365

《均等分割返済の場合》 保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365 × 分割係数

分割係数表	返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
	~6回	0.70	0.77
	7～12回	0.65	0.72
	13～24回	0.60	0.66
	25回～	0.55	0.61

個人情報保護宣言(平成17年4月1日制定)

基本理念

山梨県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報の取扱いについて」の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき500円をいただきます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6 7** の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	山梨県甲府市飯田二丁目2番1号
電話番号	055(235)9708
部 署 名	総務部総務課

第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

山梨県信用保証協会は、公的な支援機関として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者への経営支援を最重要課題として取り組みます。また、金融機関や関係機関との連携により、事業承継をはじめとする、企業のライフステージに応じた総合的な支援を実施し、県内経済の早期回復と安定に貢献してまいります。

こうした観点に立ち、協会自らも、健全な業務運営の継続に努め、様々な経営リスクへの対策を講じるとともに、多様化、高度化するニーズに応えていける人材の育成に取り組み、更なる経営基盤の強化に努めてまいります。

このため、令和3年度～令和5年度までの3ヵ年における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者ならびに県内経済の早期回復に向けた取り組み

感染症の影響を受け、借入が膨らみ過剰債務となった中小企業者に対して、時間的猶予を与え、この間に本業の回復支援を行うとともに、新たな分野やビジネスモデルへの転換などを通じて、財務改善に向けたサポートを実施していく。また、今まで以上に金融機関や地公体、関係機関と連携して、より効果的な経営支援を実施し、中小企業者並びに県内経済の早期回復に向けた取り組みを行っていく。

2 顧客の実情に応じた経営支援と資金繰り支援への取り組み

中小企業者の様々な課題を把握し、経営改善や事業再生を着実に進めるため、これまで以上に金融機関や関係機関と連携を強化して、中小企業者の立場に立った課題解決のサポートに努める。特に先述した、本業回復に向けた支援とともに、経営者保証に関するガイドラインの活用による事業承継や事業再生支援に注力していく。

また経営支援を必要とする中小企業者に対しては、経営支援と資金繰り支援の一体的な取り組みを推進する。

更には、経営支援事例や改善好事例を情報発信するとともに、それらの取り組みを継続的に分析し、より効果的な経営支援に努める。

3 地方創生への貢献や地域経済活性化に向けた取り組み

地域に根差した公的機関として、地域経済の活力ある発展に寄与するため、創業支援や事業承継等に関わる各種支援を地公体や金融機関並びに関係機関と連携・協力して地方創生に貢献する。

4 効率性を重視した求償権の管理と回収への取り組み

求償権の回収を取り巻く環境は、第三者保証人の原則非徴求や経営者保証を不要とする取扱いの普及、また不動産担保に依存しない保証の浸透などにより回収は極めて厳しい状態が続いている。こうした中、求償権債務者の実情に即し、回収の最大化に着実に努めるとともに、サービサーの活用や企業再生、生活再生を考慮した効率的な回収に取り組む。

5 コンプライアンス意識とガバナンス態勢の向上

信用保証協会の公共的使命と社会的役割を果たすため、役職員のコンプライアンス意識の醸成に向けた、コンプライアンス実践プログラムの着実な実施に努めるとともに、日々の業務運営において適正な運営・管理の実施に向けてガバナンス態勢の充実を図る。

また、反社会的勢力、不正利用者に対しては、毅然たる態度で望むとともに関係機関との情報共有を図り、その排除に取り組む。

6 経営基盤の更なる強化

多様化・高度化する様々な経営支援・金融支援を踏まえ、将来にわたって中小企業や県内経済の発展に貢献していくために、経営基盤の更なる強化を図る。そのために、人材の育成に努め、また、組織として情報通信技術の活用による、業務効率を高める取り組みや事務改善を計画的に進める。

更には、災害等の様々な非常事態に迅速に対応できるよう、関係する規定の必要な見直しや継続的な周知等によりリスク管理の強化を図る。

7 広報活動の充実

必要不可欠な存在としての信用保証協会であり続けるためには、常に中小企業者に寄り添い、金融機関や関係機関と連携を密にしながら支援をしていかなければならぬ。中小企業者の皆さまから頼られる存在であるためには、信用保証協会の役割や身近な存在であることを広く理解していくことが必要であり、そのための広報を積極的に取り組む。

令和4年度経営計画

1. 経営方針

1 業務環境

政府の令和4年2月月例経済報告による景気基調判断は、「持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる」とし、令和3年9月以来、5か月ぶりに下方修正された。新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の変異株「オミクロン株」の感染者増加でまん延防止等重点措置の適用地域が拡大し、消費が冷え込んでいることや原油高、円安を受けた物価上昇も景気の重しになっている。

山梨県内の景気においても、半導体製造装置や電子部品などの機械工業を牽引役として持ち直しの動きが見られ、増産の動きが強まった。また観光関連産業においては、ワクチン接種の広がりや感染者数の落ち着きを背景に、県内外からの人流が活発となり、宿泊者数も前年を上回る等、総じて景気回復への期待感が高まっていた。

しかしながら、年明け以降、変異株の拡大により新規感染者数が急速に増加し、集客が戻りつつあった飲食・宿泊業において、再び落ち込みに転じている。また、機械工業を中心とした一部の製造業においては、需要は旺盛ながら、原材料コストの上昇や世界的な半導体不足等を背景に、部品・部材の調達が困難になっており、供給制約の影響が見られている。地場産業関連においても、国内需要の縮小や原材料価格上昇の影響を受け、全体として厳しい局面が続いている。

今後は、感染症対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、感染症の収束が見通せない中、特に影響を受けやすいサービス消費を中心に、下押し圧力が懸念される。また、サプライチェーンリスクへの懸念や資源価格の動向、さらには、ウクライナ情勢に端を発した、世界的な経済・金融・物価への影響などによる下振れリスクに注視していく必要がある。

2 業務運営方針

以上のような、感染症の長期化や国内外の経済環境の変化などを踏まえ、急速に債務が増加している先や据置期間終了先、コロナ禍の影響を受けた特に支援が必要な先などの中小企業者に対し、早期に活力ある事業活動が行えるよう、また、新分野展開や業態転換、さらには SDGs 経営など社会的価値の創出に取り組む中小企業者への迅速かつ適切な資金繰り支援を行う。併せて、金融機関や関係支援機関と連携し、創業から事業再生に至るまで、中小企業のライフステージに応じた、伴走型での実効性の高い経営支援に努め、地域経済の活性化や成長発展に貢献する。

そのため、公的保証を行う支援機関として社会的使命を果たすために、広く高度な知識を有する人材の育成、業務改善による利便性の向上、経営基盤の強化を図るほか、コンプライアンス意識の向上、危機管理体制の整備、地域社会への貢献による一層の信頼醸成に努める。加えて、中小企業者及び関係機関にとって利用しやすい環境を提供するため、信用保証協会の役割や取り組みを、継続的に情報発信を行い、認知度及び存在意義を高めていく。

以上の事項を令和4年度の業務運営上の基本方針とし、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策に取り組む。

2. 重点課題

1 保証部門

- ① 中小企業者ニーズに沿った金融支援
- ② 地方創生に資する取り組み

2 期中管理・経営支援部門

- ① 事業のライフステージに応じた経営支援
- ② 効果的な経営支援手法の構築
- ③ 金融機関、関係支援機関との連携体制強化

3 回収部門

- ① 求償権管理の強化
- ② 再生支援への取り組み
- ③ 回収業務の効率化

4 その他間接部門

- ① 信頼性向上に向けた取り組み
- ② 経営基盤の強化
- ③ 広報活動の充実

保証承諾等の見通し

令和4年度の主要業務数値(計画)は次のとおりです。

項目	金額(百万円)	対前年度計画比(%)
保証承諾	56,000	100.0
保証債務残高	270,000	96.8
代位弁済	4,000	80.0
実際回収	850	100.0

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性をより一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、計画の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者機関である外部評価委員会における客観的評価を受けています。

外部評価の内容については、当協会のホームページで公表しています。

主な保証制度一覧(令和4年3月31日現在)

	特 徴	保証限度額	保証期間	保証料率(年利)
協会制度	一般保証	特別の要件を定めない、一般的な事業資金需要に対応しています。	2億8,000万円 運転設備 5年 7年	0.45%~1.90%
	根保証(手形貸付・手形割引・電子記録債権割引)	反復・継続的に手形貸付、手形割引の利用が可能です。	2億8,000万円 貸付割引 2年 1年	貸付 0.45%~1.90% 割引 0.39%~1.62%
	当座貸越根保証(貸付専用型)	当座貸越により反復・継続的な資金需要に対応しています。	2億8,000万円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	事業者カードローン	カードを用い、CDやATMを通じ簡単な手続きで反復・継続的な資金需要に対応しています。	2,000万円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	経営力強化保証	事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円 運転設備 5年 7年 借換資金10年	0.45%~2.00%
	財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を支援します。	2億8,000万円 運転設備 7年 10年	0.45%~1.90%
	セーフティネット保証(経営安定関連保証)	災害、全国的な不況業種などの理由により、経営の安定に支障をきたしている企業者を支援する制度です。	2億8,000万円 (別枠) 10年	1~4号、6号 0.90% 5号 0.80% 7~8号 0.75%
	流動資産担保融資保証(ABL保証)	売掛債権や棚卸資産を活用した資金調達が可能な制度です。	2億円(別枠) (保証割合は80%) 1年	0.68%
	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート)	特定の経営改善事業再生実施に必要な資金について行う保証を行う制度です。	2億8,000万円 (別枠) 15年	0.80%
	あんしん8000	極度額の範囲内で事業資金が調達できるため、急な資金需要の発生に備えることができる制度です。	8,000万円 (自己資本比率が10%以上20%未満の場合、5千万円まで) 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	あんしんプライム		2億円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	ベンリー500	申込要件を事業者カードローンよりも緩和した制度で、カードを用いた簡易的な手続きにより反復・継続的な資金需要に対応することができる制度です。	500万円 1年もしくは2年	0.39%~1.62%
	創業応援保証エール	事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する方もしくは事業開始後、5年を経過していない事業者が活用できる制度です。	3,500万円 運転設備 7年 10年	0.60%もしくは0.80%
	創業応援保証エール・ウーマン	女性創業者の方を対象に、事業の発展や女性の活躍を促進することを目的とした制度です。	500万円 運転設備 7年 10年	0.50%
	創業保証ステップ	創業後5年未満の創業期にある事業者の方がご利用できる制度です。	3,500万円 10年	0.60%もしくは0.80%
	事業再構築補助金制度(ショート)	国の施策である中小企業等事業再構築促進事業を活用する際の資金調達を金融機関と連携して支援し、新たな企業価値の創出に寄与することを目的とした制度です。	8,000万円 (ロングと合算して8,000万円以内) 2年	0.45%~1.90%
	事業再構築補助金制度(ロング)		4,000万円 (ショートと合算して8,000万円以内) 20年	0.45%~1.90%

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率(年利)
協会制度	特定社債保証 中小企業の資金調達手段の多様化を図るため、発行する社債(私募債)について保証を行う制度です。	4億5,000万円 (別枠) (保証割合は80%)	7年	0.45%~1.90%
	SDGs社債保証 SDGsに貢献する取組みを行う中小企業が発行する社債の保証を行うことで、長期で安定的な事業資金の調達を支援する制度です。	4億5,000万円 (別枠) (保証割合は80%)	7年	0.35%~1.80%
	地方創生支援保証 ネクスト 一定の地方創生要件を満たしている企業を支援する制度で、長期資金の確保が可能であり信用保証料率の割引もあります。	2億8,000万円	運転10年 設備15年	0.35%~1.80%
	借換保証 おまとめロング 当初の約定どおりに返済している既存保証を長期の保証期間で借り換えることで、返済負担の軽減を図ることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済15年 一括返済1年	0.45%~1.90%
	短期継続支援保証 リピートネオ 金融機関と連携し、決算期ごとの経営状態を把握するとともに、擬似資本的な資金で継続支援する制度です。	2億8,000万円	1年	0.45%~1.90%
	設備投資保証 長期的展望に立った設備投資に係る資金を供給することにより、企業の生産性向上を支援する制度です。	2億8,000万円	20年	0.45%~1.90%
	事業承継特別保証 事業承継を予定及び実施した法人を対象に、一定の要件等を満たすことで経営者保証不要や信用保証料の割引を受けることができる制度です。	2億8,000万円	分割返済10年 一括返済1年	0.20%~1.90%

	特徴	保証限度額	保証期間	保証料率(年利)
県制度	事業促進融資 企業体質の強化、経営拡大のために資金が必要な企業が対象の制度です。	運転2,000万円 設備5,000万円	運転5年 設備7年	0.45%~1.90%
	小規模企業サポート融資 無担保・無保証人の小規模企業者が対象の制度です。	2,000万円	運転7年 設備10年	0.50%~2.20% (県の補助1/2有)
	起業家支援融資 これから起業する方、開業5年未満の方が対象の制度です。	3,500万円	10年	0.60% or 0.90% (場合により、県の補助1/2有)
	事業承継支援融資 事業承継の際に必要となる資金が対象となる制度です。	運転5,000万円 設備1億円	運転5年 設備10年	0.25%~1.90% (県の補助1/2有)
	新分野進出支援融資 業種転換、経営の多角化、新製品の研究開発を行う企業が対象の制度です。	運転3,000万円 設備8,000万円	運転5年 設備7年	0.30%~1.90% (県の補助1/2有)
	連鎖倒産防止関係 取引先の倒産などにより売掛金の回収が困難な企業に対して、資金繰りの円滑化を図る制度です。	8,000万円	10年	0.45%~1.90%
	不況業種対策関係 国が指定する不況業種で売上が減少している企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.80%
	経営環境変動対策関係 売上の減少等により業況の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.45%~1.90%
	経済危機・災害復旧関係 災害等の影響により売上の減少が見込まれる企業が対象の制度です。	5,000万円	10年	0.80% or 0.90%
	新型コロナウイルス感染症関連借換融資 既に新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けている方で、借換により資金繰りの改善を図ろうとする企業が対象の制度です。	運転1,000万円	10年	0.45%~1.90% (県の全額補助有)